**別表第1** (第4関係)

							木		造	建		物	現		価	率		表								
等	74 44 0 50		F W.		圣過年数 	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
<u>級</u> 1	建物の程度 応急住宅程度		年 数	質 ₹ 0.0	印率 400	100.0%	960	920	880	840	800	760	720	680	640	600	560	520	480	440	400	360	320	280	240	200
2	公営住宅程度	35	· i年	0.0	228	100.0%	977	954	931	909	886	863	840	817	794	771	749	726	703	680	657	634	611	589	566	543
3	住宅金融支援機構住宅程度	48	年	0.0	166	100.0%	983	967	950	933	917	900	883	867	850	833	817	800	783	767	750	733	717	700	683	667
4	上等の一般建築	60	)年	0.0	133	100.0%	987	973	960	947	933	920	907	893	880	867	853	840	827	813	800	787	773	760	747	733
5	極上等の建築	70	年	0.0	114	100.0%	989	977	966	954	943	931	920	909	897	886	874	863	851	840	829	817	806	794	783	771
	vg VB Fr W.		I										I		I			ı								
- 等 級	経過年数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
	2	520	497	474	451	429	406	383	360	337	314	291	269	246	223	200										
	3	650	633	617	600	583	567	550	533	517	500	483	467	450	433	417	400	383	367	350	333	317	300	283	267	250
	4	720	707	693	680	667	653	640	627	613	600	587	573	560	547	533	520	507	493	480	467	453	440	427	413	400
	5	760	749	737	726	714	703	691	680	669	657	646	634	623	611	600	589	577	566	554	543	531	520	509	497	486
	ATT NO ANY									I						I	ı	ı			ı	1				
   等   級	経過年数	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
	3	233	217	200																						
	4	387	373	360	347	333	320	307	293	280	267	253	240	227	213	200										
	5	474	463	451	440	429	417	406	394	383	371	360	349	337	326	314	303	291	280	269	257	246	234	223	211	200

# 非 木 造 建 物 現 価 率 表

		経過年数																								
\			] ,	0	1	2	3	A	5	6	7	8	9	10	11	12	19	1./	1 5	16	17	10	19	20	91	99
等	]		l '	U	1	4	ა	4	)	6	· ·	°	9	10	11	14	13	14	15	16	11	18	19	20	21	22
級	耐用年数	償 却 率																								
1	30年	0.0266	100.	00%	973	947	920	893	867	840	813	787	760	733	707	680	653	627	600	573	547	520	493	467	440	413
2	35年	0. 0228	100.	00%	977	954	931	909	886	863	840	817	794	771	749	726	703	680	657	634	611	589	566	543	520	497
3	40年	0.0200	100.	00%	980	960	940	920	900	880	860	840	820	800	780	760	740	720	700	680	660	640	620	600	580	560
4	45年	0.0177	100.	00%	982	964	947	929	911	893	876	858	840	822	804	787	769	751	733	716	698	680	662	644	627	609
5	50年	0.0160	100.	00%	984	968	952	936	920	904	888	872	856	840	824	808	792	776	760	744	728	712	696	680	664	648
6	55年	0.0145	100.	00%	985	971	956	942	927	913	898	884	869	855	840	825	811	796	782	767	753	738	724	709	695	680
7	60年	0.0133	100.	00%	987	973	960	947	933	920	907	893	880	867	853	840	827	813	800	787	773	760	747	733	720	707
8	65年	0. 0123	100.	00%	988	975	963	951	938	926	914	902	889	877	865	852	840	828	815	803	791	778	766	754	742	729
9	70年	0.0114	100.	00%	989	977	966	954	943	931	920	909	897	886	874	863	851	840	829	817	806	794	783	771	760	749
10	80年	0.0100	100.	00%	990	980	970	960	950	940	930	920	910	900	890	880	870	860	850	840	830	820	810	800	790	780
11	90年	0.0088	100.	00%	991	982	973	964	956	947	938	929	920	911	902	893	884	876	867	858	849	840	831	822	813	804
	_																									
		経過年数																								
等			23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
級													-			ļ										
	1		387	360	333	307	280	253	227	200						ļ										
	2		474	451	429	406	383	360	337	314	291	269	246	223	200											
	3		540	520	500	480	460	440	420	400	380	360	340	320	300	280	260	240	220	200						
	4		591	573	556	538	520	502	484	467	449	431	413	396	378	360	342	324	307	289	271	253	236	218	200	
	5		632	616	600	584	568	552	536	520	504	488	472	456	440	424	408	392	376	360	344	328	312	296	280	264
	6		665	651	636	622	607	593	578	564	549	535	520	505	491	476	462	447	433	418	404	389	375	360	345	331
	7		693	680	667	653	640	627	613	600	587	573	560	547	533	520	507	493	480	467	453	440	427	413	400	387
	8		717	705	692	680	668	655	643	631	618	606	594	582	569	557	545	532	520	508	495	483	471	458	446	434
	9		737	726	714	703	691	680	669	657	646	634	623	611	600	589	577	566	554	543	531	520	509	497	486	474
	10		770	760	750	740	730	720	710	700	690	680	670	660	650	640	630	620	610	600	590	580	570	560	550	540
	11		796	787	778	769	760	751	742	733	724	716	707	698	689	680	671	662	653	644	636	627	618	609	600	591
		経過年数																								
等			47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
級	5		248	232	216	200																				
	6		316	302	287	273	258	244	229	215	200															
	7		373	360	347	333	320	307	293	280	267	253	240	227	213	200										
	8		422	409	397	385	372	360	348	335	323	311	298	286	274	262	249	237	225	212	200					
	9		463	451	440	429	417	406	394	383	371	360	349	337	326	314	303	291	280	269	257	246	234	223	211	200
	10		530	520		500	490		470	460	450		430	420		400		380	370	360	350		330		310	300
-				1	510		1	480				440 502	1		410	1	390	1		1		340	<u> </u>	320		_
	11		582	573	564	556	547	538	529	520	511	502	493	484	476	467	458	449	440	431	422	413	404	396	387	378
		経過年数	Ī	1	ı						l		1		l	1	ı	T .			1	l	1			
等		<b>栓</b> 迥午数	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90				
級			'1	'-		' '			''																	
**	10		290	280	270	260	250	240	230	220	210	200														
	11		369	360	351	342	333	324	316	307	298	289	280	271	262	253	244	236	227	218	209	200				
			•		•	*	•							•			•	•	-	•		•	-			

# 別表第3 等級別標準耐用年数表 (第15関係)

#### 1 木造建物の場合

等級	建物の程度	耐用年数	備考
1	応急住宅程度	20年	仮設程度のもの及び物置、畜舎その他これらに類するものを含む。
2	公営住宅程度	35年	工場、倉庫、車庫、市場その他これらに類するものを含む
3	住宅金融支援機構住宅程度	48年	劇場、映画館、学校、病院その他これらに類するものを含む。
4	上等の一般建築	60年	
5	極上等の建築	70年	

#### 2 非木造建物の場合

等級	建物の構造 建物の用途	鉄筋コンク リサー サー サー サン 造 ン 造 ン き で り り き り し き り し き り し き し う し う し き し き し き し き し き う と う き も う き る り き も り き る り き う き る り き る う と う と う と う と う と う と う と う と う と う	鉄骨造 (肉厚 9mm 以上、主と して H型構 造)	れんが造、コ ンクリート ブロック造、 石造	鉄骨造 (肉厚9mm ~4mm)	鉄骨造 (肉厚4 mm 以下)、軽量 鉄骨造
1	工場及び倉庫(塩素、塩酸、 硝酸等の腐食性を有する液体 又は気体を使用しているも の)	40年	40年	35年	35年	30年
2	工場及び倉庫(一般的なも の)、市場その他これらに類 するもの	65	60	55	50	45
3	旅館、ホテル、百貨店、劇場、飲食店その他これらに類するもの	80	70	65	60	50
4	事務所、住宅、アパート、店 舗、病院、学校その他これら に類するもの	90	80	70	60	55

# 別表第4 建物移転工法別補償期間表 (第17、第17-2、第27関係)

	名	,	杉	尓		期間
構	内	再	築	I	法	4 か月
曳		家	工		法	2か月
そ	Ø	他	Ø	エ	法	それぞれの構造、規模に応じた工事期間

構内再築工法及び曳家工法の期間は、木造の延面積100平方メートル前後の一般住宅及び供用住宅を (注) 標準とした純工期である。よって、規模、程度によって適宜補正するものとする。

## 別表第5 家賃差補償年数表

#### (第18関係)

従 前 の 建 物 と の 家 賃 差	年 数
3. 0倍超	4年
2. 0倍超3. 0倍以下	3年
2. 0倍以下	2年

### 別表第6 移転先等選定補償日数表 (第21第2項関係)

			1±				日	数
			種	別			自己選定の場合	業者選定の場合
			再		4	築	(20目)	3 日
自	用	家	+++		<del>-</del>	彩	15日	эμ
	Л	<b>水</b>	曳	家	自己所有均	也	5 日	2 日
			ĸ	<b>水</b>	他人所有地	也	10日	3 目
貸		家	再		SEX	築	10日	3 目
貝		<b>承</b>	曳	家	(他人所有地)		5 日	3 目
借	家	人	継		糸	売	(5日)	(2日)
IB	<b>水</b>	八	継	続	困	難	10日	3 目
附	属	家	再		SEX	築	10日	3 日
51.3	冯	<b>水</b>	曳	家	(他人所有地)		5 日	3 目
農					月	也	10日	_
工				作	华	勿	3 日	3 日
資		材		置	場	等	10日	3 日
墓						也	15日	3 目

- 注1 種別欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか大なる日数によるものとする。ただし、農地、 資材置場等又は墓地とその他の項目に該当する場合は、その他の項目の日数に農地、資材置場等又は 墓地の日数を加えることができるものとする。
  - 2 工場、倉庫、店舗、事務所等については、この表に準じて算定するものとする。
  - 3 建設予定地については、建設を予定している建物の用途及び移転工法等を考慮の上、この表に準じて算定するものとする。
  - 4 区分所有建物については、自用家再築に準ずるものとする。
  - 5 ()の日数は、仮住居を必要とする場合に適用するものとする。
  - 6 立竹木は、工作物に準じて取り扱うことができるものとする。
  - 7 配偶者居住権を有する者は、借家人継続に準ずるものとする。

## 別表第7 就業不能補償日数表 (第21第6項関係)

			錘				日	数
			種	別			自己選定の場合	業者選定の場合
			再			築	(40目)	(23目)
自	用	家	++			笨	3 2 日	20日
	Л	<b>水</b>	曳	家	自己所	有 地	15日	12月
			X	<b>本</b>	他人所	有 地	20日	13月
			再			築	20日	13日
貸		家	曳	家	自己所	有 地	5 日	_
			X	<b>本</b>	他人所	有 地	10目	8 日
			継			続	(15目)	(12目)
借	家	人	/PEC			ЛУL	7 日	7 日
			継	続	困	難	15日	8 日
			再			築	15日	8 日
附	属	家	曳	家	自己所	有 地	5 日	_
			<i>X</i> ,	<b></b>	他人所	有 地	10目	8 日
農						地	15日	_
工				作		物	5 日	5 日
資		材		置	場	等	15日	8 日
墓						地	20日	8日

- 注1 種別欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか大なる日数によるものとする。ただし、農地、 資材置場等又は墓地とその他の項目に該当する場合は、その他の項目の日数に農地、資材置場等又は 墓地の日数を加えることができるものとする。
  - 2 工場、倉庫、店舗、事務所等については、この表に準じて算定するものとする。
  - 3 建設予定地については、建設を予定している建物の用途及び移転工法等を考慮して算定した移転先 選定に要する日数にそれ以外の就業ができない日数を実情に応じて加えた日数とするものとする。
  - 4 区分所有建物については、自用家再築に準ずるものとする。
  - 5 ()の日数は、仮住居を必要とする場合に適用するものとする。
  - 6 立竹木は、工作物に準じて取り扱うことができるものとする。
  - 7 配偶者居住権を有する者は、借家人継続に準ずるものとする。

1. /\ \\	符	A see	構外	移転	構内	移転
大 分 類	号	<u>分</u> 類	短期休業	長期休業	短期休業	長期休業
	1	自主計画により生産を行う全国を商圏とする企業	15	15	10	10
製造業	2	自主計画により生産を行う特定地域を商圏とする企業、又は主として受注状況等によって生産する企業	85	120	50	100
一	3	主として発注者の計画に従って生産し、限定的取引 先を有する企業	115	205	100	190
	4	主として受注状況等によって生産する零細企業又は 家内工業	95	125	50	100
	5	総合工事を実施する大中規模の建設業	35	40	10	30
建設業	6	総合工事を実施する小規模の建設業(工務店等)、 職別工事業(大工工事、屋根工事、塗装工事等)及 び設備工事業(電気工事、管工事等)	90	105	40	80
卸売業	7	問屋街、卸売団地内にある卸売業又は店頭販売を主 とする卸売業	90	100	30	60
	8	店頭以外での販売を主とする卸売業	45	50	10	30
	9	飲食料品、日用品、雑貨等の最寄品を主として販売する小売業又は製造販売業(生鮮食品、一般食品等の食料、弁当惣菜類、医薬品、化粧品、文具、書籍、CD、陶磁器等)	145	155	50	90
		コンビニエンスストア、その他これに類する小売業				
小 売 業	10	衣料品、身の回り品等の買回品を主として販売する 小売業(紳士服、婦人服、子供服、呉服、和装品、 寝具、鞄、靴、袋物、アクセサリー等)	110	125	40	80
		ガソリンスタンド、その他これに類する小売業				
	11	家具、電気製品等の専門品を主として販売する小売業 (ホームセンター、インテリア、スポーツ用品、時計、メガネ、楽器、自転車等)	90	100	30	60
	12	食事を主とする飲食店業 (大衆食堂、うどん、中華 そば、レストラン、すし屋、お好み焼屋、喫茶店 等)	160	170	60	100
飲食店業	13	酒類を伴う飲食店業 (スナック、バー、居酒屋、小料理店等)	80	85	30	50
	14	酒類を伴う高級な飲食店業(料亭、割ぽう店、ナイトクラブ等)	45	50	10	30
		宿泊に関するサービス業(旅館、ホテル、民宿、 モーテル等)				
	15	娯楽に関するサービス業(劇場、パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックス等)	110	125	40	80
		主として個人を対象とした物品、場所の賃貸に関するサービス業(自動車、ビデオ等のレンタル業、貸ホール、結婚式場、駐車場、洗車場等)				
		専門家が依頼を受けて行う業務又は事務所において 営業活動を行うサービス業(会計事務所、法律事務 所、建築設計事務所、不動産仲介店、広告代理店、 情報処理事務所等)				
サービス業	16	主として法人を対象とした物品、場所の賃貸に関するサービス業(事務機器、医療機器等のリース業、 倉庫業等)	80	140	70	130
		映像・音声・文字情報制作に関するサービス業 (ビデオ制作業、出版業等)				
		教育、保育等に関するサービス業(各種学校、学習 塾、料理教室、音楽教室、自動車教習所、保育施設 等)				
	17	自動車、機械等の整備又は修理に関するサービス業 (自動車整備業・販売業、機械修理業、自動車板 金・塗装業、家具修理業等)	70	75	30	50
	18	医療、介護等に関するサービス業(診療所、マッ サージ施術所、老人ホーム等)	120	130	40	70
	10	生活衛生に関するサービス業(理容業、美容業、ク リーニング業、公衆浴場業等)	120	130	40	10
	19	その他のサービス業	75	80	20	40

- 注1 この表における「構外移転」とは、店舗等を構外再築工法により移転をする場合などを想定したものであり、「構内移転」とは、同一敷地内で現在店舗等に使用されている建物を撤去し、同一敷地内に店舗等を再築または改造等を行う場合などを想定したものである。
- 注2 この表における「長期休業」とは、機械設備等の移設が生じるため、長期の休業を伴う場合などを想定したものであり、「短期休業」とは、店舗等の移転、開店(業)の 準備期間のため、短期の休業を伴う場合などを想定したものである。

#### 注3 その他

- イ 本表を直ちに適用できない業種については、実情により別途適正に売上減少率を定める ものとする。
- ロ 地域性、又は知名度等により本表により難い場合は実情により適正に補正することができるものとする。

番	号	勘定科目	科目の内容	限界	界利益の認知		動費 (×)	固定費(	))	備考
#	J		11 D V P 1 14	製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	Vm <sup>2</sup> ¬
1	. 7	売 上 高								
	1	総売上高								
	2	売上値引								
	0	売上戻り高								
		返品戻り高								
	3	雑 収 入	作業屑、貯蔵 品、原材料の 処分屑等 リベート受取 保険料							
2	2 3	売 上 原 価								
	1	期首商品棚卸高		×		×	×	×	×	
	2	商品仕入高		×		×	×	×	×	仕入運賃を含 む。
	3	仕 入 値 引		×		×	×	×	×	商品の返品戻しを含む。
		仕入戻し高		×		×	×	×	×	
	4	期末商品棚卸高		×	/	×	×	×	×	
	3 £	製造原価								
	1	期首材料棚卸高		×				×		
	2	材料仕入高		×				×		材料の引取費 用、材料副費を 含む。
	3	期末材料棚卸高		×				×		
	4	賃 金		0						
	(5)	賞与		0						引当金の繰入、 戻入は除く。
	6	雑 給		×						臨時雇員に対す る臨時的な賃 金、給与
	7	法 定 福 利 費		0						
	8	厚 生 費		0						
	9	特許権等使用料		×						
	10	試 験 研 究 費		0						
	11)	退 職 金		0						引当金の繰入、 戻入は除く。
	12	外注加工費		×						
	13	電 力 料ガス、水道料	動 力 費 光 熱 費	×						基本料金は除く。

番	号	勘定科目	科目の内容		界利益の認定	定に係る変	動費 (×)	固定費(		- 備 考
· III	7		171 H V/F 3/4	製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
	14)	運搬費		×						外注運賃、自社 車両費(燃料 費、修繕費)を 含む。
	15)	減価償却費		0						
	16)	修 繕 費		0						
	17)	租税公課		0						
	18)	賃 借 料	不動産賃借料 機械等リー ス、レンタル 料	0						
	19	保 険 料		0						
	20	消耗品費		×						工場・事務用消 耗品、消耗工 具・器具を含 む。
	21)	旅費		0						
	22	交 通 費		0						
	23)	通 信 費		0						
	24)	保 管 料		0						
	25)	雑費		0						
2	4	工 事 原 価	(建設業)							
	1	材 料 費			×					
	2	仮 設 経 費			×					仮設材賃借料、 仮設損料、仮設 損耗費等
	3	機械等経費			×					機械等賃借料、機械等損料、機械等運搬費等
	4	退 職 金			0					現場従業員に対 するもの
	5	外 注 費			×					労務下請をして いる場合の賃金 を含む。
	6	動力用水光熱費			×					電力、ガス、水道、石油等の費用及び計器類の損料。現場の事務、管理で使用した経費
	7	労務管理費			0					労務者の募集、 解散の費用、作 業用具、作業用 被服、宿舎用品 等
	8	設 計 費			×					外注設計料及び 社内の設計費の 負担額
	9	運 搬 費			×					材料費、機械等 経費に含まれる ものを除く現場 関係の運送諸経 費。自社車両費 を含む。

番	号	勘定科目	科目の内容			定に係る変			()	備考
$\vdash$				製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サーヒ゛ス業	現場で使用する
	10	地代家賃			0					土地、建物等の 賃借料
П	(1)	事務用消耗品費			0					
П	12	通信交通費			0					
П	13	交 際 費			0					
	14)	補償費			0					道路、河川、隣接物の毀損に対 する補償費の額
	15	労 務 費			×					現場における直 接作業に対する 労務者の賃金、 割増金、現物給 与等
	16	租 税 公 課			0					現場において賦 課される固定資 産税、自動車税 等
	17	保 険 料			0					現場において賦 課される火災保 険料、自動車保 険料
	18	現 場 従 業 員 給 料 手 当			0					現場に従事する 従業員の給料手 当、賞与、賃金 等(労務者の賃 金等は含まず)
	19	法 定 福 利 費			0					現場において賦課される社会保険料、労災保険料、労災保険料 料共済組合掛金等
	20	福利厚生費			0					現場従業員に対 する福利厚生 費、賄費
Ш	21)	雑費			0					
5	5 F	販売費・一般管理費								
	1	販売員給与		0	0	0	0			
	2	販 売 員 旅 費		0	0	0	0			
	3	広告宣伝費		0	0	0	0	0	0	
	4	容器包装費		×	×	×	×	×	×	荷造材料費を含 む。
	5	発送配達費	外注運搬費 荷 造 費 自社車両費	× × O	× × O	× × ○50%	× × O	× × O	× × O	車両燃料費、修繕費を含む。
H	6	販 売 促 進 費	日本学問具	×	×	×	×	×	×	販売手数料、見
$  \cdot  $	7			0	0	0	0	0	0	本費を含む。
$  \cdot  $	8	事務員給与		0	0	0	0	0	0	
	9	雑給		×	×	×	×	×	×	臨時雇員に対す る臨時的賃金、給 与
	10	従 業 員 賞 与		0	0	0	0	0	0	引当金の繰入 れ・戻入は除く。
$\vdash \vdash$	11)	退 職 金		0	0	0	0	0	0	引当金の繰入 れ・戻入は除く。

番	号	勘定科目	科目の内容	限界利益の認定に係る変動費 (×) 固定費 (○)			<b>-</b> 備 考			
畓	ガ			製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	加 有
	12	減価償却費		0	0	0	0	0	0	
	13	地代・家賃		0	0	0	0	0	0	不動産賃借料、 事務用機械車両 等のレンタル 料、リース料を 含む。
	14)	修 繕 費		0	0	0	0	0	0	
	15)	事務用消耗品費		0	0	0	0	0	0	
	16)	通信交通費		0	0	0	0	0	0	
	17)	水道光熱費		0	0	0	0	×	×	
	18	租 税 公 課		0	0	0	0	0	0	
	19	寄 付 金		0	0	0	0	0	0	
	20	外 注 費		×	×	×	×	×	×	
	21)	保 管 料				×	×			
	22	接待交際費		0	0	0	0	0	0	
	23)	保 険 料		0	0	○50%	0	0	0	
	24)	備品・消耗品費		0	0	0	0	0	0	
	25)	法 定 福 利 費		0	0	0	0	0	0	
	26	厚 生 費		0	0	0	0	0	0	
	27)	管 理 諸 費		0	0	0	0	0	0	顧問料等の専門 家費用
	28	試 験 研 究 費		0	0	0	0	0	0	
	29	諸 会 費		0	0	0	0	0	0	
	30	組 合 費		0	0	0	0	0	0	
	31)	図 書 費		0	0	0	0	0	0	
	32)	雑 費		0	0	0	0	0	0	
6 営業外費用										
	1)	支払利息割引料	借入金利息 手形割引料 社 債 利 息	0 0 0	000	000	000	000	0 0 0	

注1 費用分解にあたり、個人営業の場合には必要経費中に自家労働の評価額は含まないものとする。なお、個人営業と 事実上ほとんど差異のない法人企業については、個人営業の場合と同様に取り扱うことができるものとする。 2 貸倒償却、繰延資産の償却は除く。

(単位:%)

_					(単位:%)
	標準地と残地 の格差率	5 %未満	5%以上	10%以上	20%以上
必要となる 早急性の程度		3 /0 个個	10%未満	20%未満	20%以上
高	V	10	20	25	30
普	通	5	15	20	25
低	V	0	5	10	20

<sup>(</sup>注) 「必要となる早急性の程度」の判断に当たっては、事業施行の緊急性等を勘案することができるものとする。

番号	補 正 項 目	補正率	備考
1	柱が15cm角以上の建物	5 %	
2	屋根に補修が施されている建物	3	葺替え
3	内壁に補修が施されている建物	3	張替え
4	外壁に補修が施されている建物	4	張替え
5	柱に補修が施されている建物	5	取り替え
6	土台に補修が施されている建物	5	取り替え
	その他の補正項目		
	(1) 軒先のたる木、野地板を保護するための鼻かくし、破風 板による補修が施されている建物	3	
	(2) 土台に防腐、白蟻消毒が施されている建物	2	
	(3) 出入口、雨戸、窓等の木造建具がアルミサッシ等の金属 建具に取替えられている建物	4	
7	(4) 建築基準法に定められている床高以上の床高によって湿 気等の対策が施されている建物	1	
	(5) 浴室の浴槽、壁及び床タイル等の補修が施されている建 物	3	
	(6) 建物の立地条件から判断して採光による環境条件が優れ ている建物	4	
	(7) 建物の立地条件から判断して通風による環境条件が優れ ている建物	3	

	区分	年数
1	食料品製造業用設備	29
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	29
3	繊維工業用設備	
	炭素繊維製造設備	0
	黒鉛化炉 その他の設備	9 20
	その他の設備	20
4	木材又は木製品(家具を除く。)製造業用設備	23
5	家具又は装備品製造業用設備	32
6	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	35
7	印刷業又は印刷関連業用設備 デジタル印刷システム設備	12
	製本業用設備	20
	新聞業用設備	20
	モノタイプ、写真又は通信設備	9
	その他の設備	29
0	その他の設備 ル学工業用記借	29
8	化学工業用設備 臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物	14
	製造設備	17
	塩化りん製造設備	12
	活性炭製造設備	14
	ゼラチン又はにかわ製造設備	14
	半導体用フォトレジスト製造設備 フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光	14 14
	板用フィルム製造設備	14
	その他の設備	23
9	石油製品又は石炭製品製造業用設備	20
10	プラスチック製品製造業用設備(他の区分に掲げるもの	23
11	を除く。) ゴム製品製造業用設備	26
12	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	26
13	窯業又は土石製品製造業用設備	26
14		
	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ	14
	加工処理業用設備 純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材	26
	対象のでは 対象のでは 対象のである。 はる。 はる。 はる。 はる。 はる。 はる。 はる。 は	20
	その他の設備	40
15	非鉄金属製造業用設備	
	核燃料物質加工設備	32
16	その他の設備 金属製品製造業用設備	20
10	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレ	17
	一ト製造業用設備	11
	その他の設備	29
17	はん用機械器具(はん用性を有するもので、他の器具	35
	及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりるの用に供されるよのない。)制法	
	けることによりその用に供されるものをいう。)製造 業用設備(区分20及び区分22に掲げるものを除く。)	
18		
	製造業用設備(次区分及び区分21に掲げるものを除く。)	
	金属加工機械製造設備	26
10	その他の設備 業務用及けせービスの生産の用に供さ	35
19	業務用機械器具(業務用又はサービスの生産の用に供されるもの(これらのものであって物の生産の用に供されるもの(にれらのものであって物の生産の用に供さ	20
	れるものを含む。)をいう。)製造業用設備(区分17、	
	区分21及び区分23に掲げるものを除く。)	
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	
	光ディスク(追記型又は書換え型のものに限る。) 製造設備	17
	衆垣政佣 プリント配線基板製造設備	17
	フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は	14
	半導体素子製造設備	
<u> </u>	その他の設備	23
21	電気機械器具製造業用設備 棲却通信機械器具制造業用設備	20
22 23	情報通信機械器具製造業用設備 輸送用機械器具製造業用設備	23 26
24	棚に用機体的点数追案用設備 その他の製造業用設備	26
25	農業用設備	19
	林業用設備	14
27	漁業用設備(次区分に掲げるものを除く。)	14

	区 分	年数
28	水産養殖業用設備	14
29	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	
	石油又は天然ガス鉱業用設備	
	坑井設備	8
	掘さく設備	17
	その他の設備	33
	その他の設備	17
30	電気業用設備	11
<i>3</i> 0	電気業用水力発電設備   電気業用水力発電設備	58
	その他の水力発電設備	53
	汽力発電設備	40
	内燃力又はガスタービン発電設備	40
	送電又は電気業用変電若しくは配電設備	
	需要者用計器	40
	柱上変圧器	48
	その他の設備	58
	鉄道又は軌道業用変電設備	40
	その他の設備	
	主として金属製のもの	45
	その他のもの	21
2.1		41
31	ガス業用設備	0.0
	製造用設備	26
	供給用設備	
	鋳鉄製導管	58
	鋳鉄製導管以外の導管	34
	需要者用計量器	34
	その他の設備	40
	その他の設備	
	主として金属製のもの	45
	その他のもの	21
32	熱供給業用設備	45
	水道業用設備	48
	通信業用設備	25
35		17
36	2 (C2)(4) (4 (B 4 )))	
	自動改札装置	14
	その他の設備	33
37	倉庫業用設備	33
38	飲食料品卸売業用設備	29
39		
	石油又は液化石油ガス卸売用設備(貯そうを除く。)	37
	その他の設備	23
1Ω	飲食料品小売業用設備	26
40		20
41	その他の小売業用設備	0.0
	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	23
	その他の設備	
	主として金属製のもの	49
	その他のもの	23
<u>12</u>	宿泊業用設備	28
	飲食店業用設備	22
	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	36
45	その他の生活関連サービス業用設備	17
	娯楽業用設備	† † †
	遊園地用設備	19
		36
		30
	その他の設備	
	主として金属製のもの	47
1-	その他のもの	22
47	教育業(学校教育業を除く。)又は学習支援業用設備	
	教習用運転シミュレータ設備	14
	その他の設備	
	主として金属製のもの	47
	その他のもの	22
48	自動車整備業用設備	41
	その他のサービス業用設備	33
50	前掲及び後掲の機械設備以外のもの並びに前掲及び	30
UU		
	後掲の区分によらないもの	00
	機械式駐車設備	28
	その他の設備	
	主として金属製のもの	47
	その他のもの	22
	キュービクル式受変電設備	

単位:年

	区 分	判 断 基 準	標準耐用年数
1	木製類	主たる構造が木製のもの	31
2	コンクリートブロック 類	コンクリート2次製品を主要資材として施工されたもの 主たる構造がコンクリート造のもの	36
3	鉄筋コンクリート類	主たる構造が鉄筋コンクリート造のもの	46
4	石材類	石材を主要資材として施工されたもの 構造が石材のもの	38
5	れんが類	れんがを主要資材として施工されたもの	40
6	鋼製類・アルミ類	主たる構造が金属製(鋼製、鋳鉄製、アルミ製など)のもの	30
7	電気設備等	電気、給排水、衛生、ガス設備関係	32
8	舗装	アスファルト、コンクリート等土間叩きのもの	34
9	井戸	打込井戸	29
J		堀井戸	72